
法人設立手続きの簡素化に向けて

日本貿易振興機構

2014年5月

JETRO

日本貿易振興機構(ジェトロ)

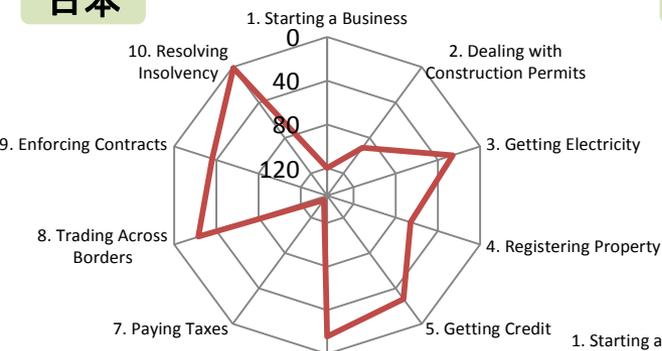
- 1 ビジネスの容易さランキング (Doing Business 2014)
- 2 法人設立手続きに必要な事項
- 3 現状
- 4 法人設立手続きをめぐる課題
- 5 法人設立を容易にするためには
- 6 参考

1. 「ビジネスの容易さ」ランキング (Doing Business 2014)

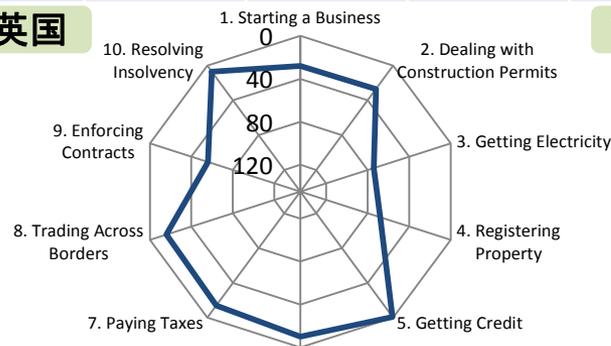
- ✓ 政府は「日本再興戦略」の中で、わが国を「世界で一番企業が活動しやすいビジネス環境を整備する」としている。
- ✓ 一方、世界銀行グループが発表した「Doing Business 2014」ランキングによる、「ビジネスの容易さ」分野における日本の順位は、189カ国中27位。

	Easy of Doing Business (ビジネスの容易さ)	1. Starting a Business (起業の容易さ)	2. Dealing with Construction Permits (建築許可)	3. Getting Electricity (電力供給)	4. Registering Property (財産の登録)	5. Getting Credit (資金借入の容易さ)	6. Protecting Investors (投資家保護)	7. Paying Taxes (税金)	8. Trading Across Borders (国際間取引)	9. Enforcing Contracts (契約強制力)	10. Resolving Insolvency (破産処理)
日本	27	120	91	26	66	28	16	140	23	36	1
英国	10	28	27	74	68	1	10	14	16	56	7
フランス	38	41	92	42	149	55	80	52	36	7	46
韓国	7	34	18	2	75	13	52	25	3	2	15
シンガポール	1	3	3	6	28	3	2	5	1	12	4

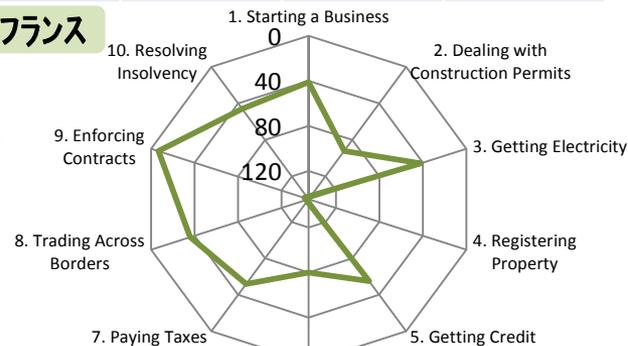
日本



英国



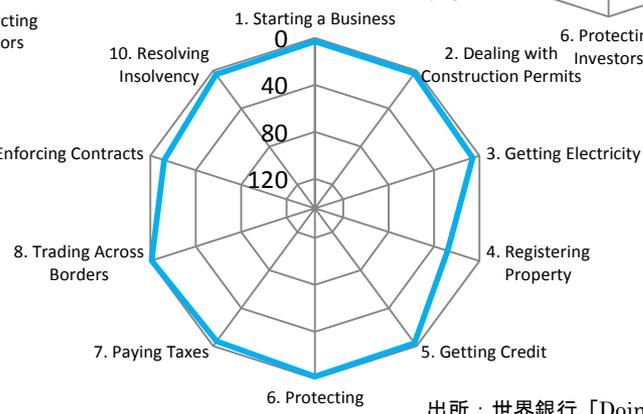
フランス



韓国



シンガポール



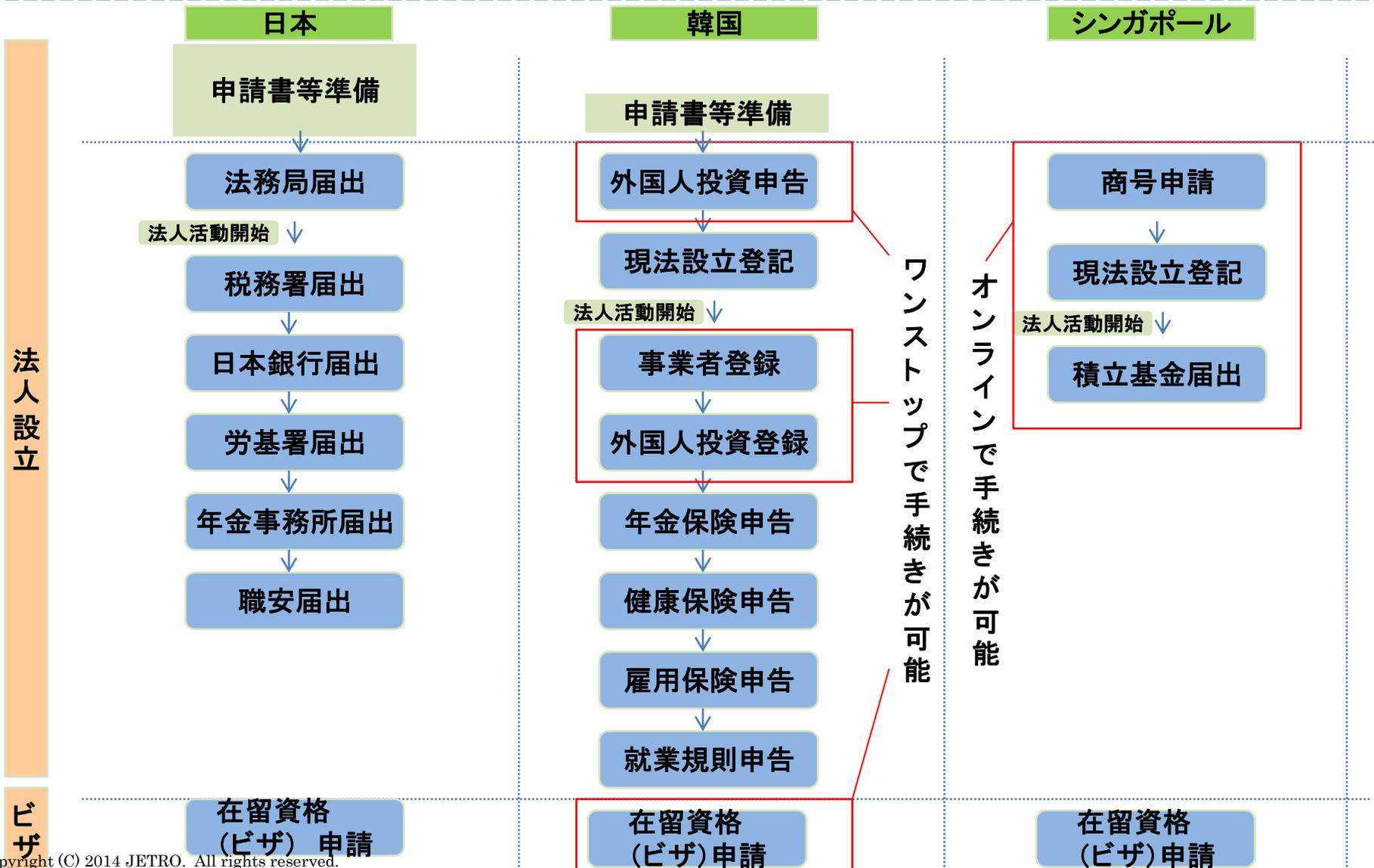
1. 「ビジネスの容易さ」ランキング (Doing Business 2014)

- ✓ 世界銀行グループによる「Doing Business 2014」ランキングにおいて、日本は「起業の容易さ」(Starting a Business)で世界189カ国中120位。
- ✓ 同じランキングで、シンガポールは3位、韓国は34位と、アジアのライバル国に大きく引き離されている。
- ✓ 日本の低評価の原因は、会社設立に必要な工数の多さと、必要な日数。

	ランキング	内訳				(参考)全体ランキング
	起業の容易さ	必要な工数	必要な日数	必要経費 (1人当たり所得に対する%)	最低資本金規制 (1人当たり所得に対する%)	ビジネスの容易さ
日本	120位	8	22.0日	7.5%	0%	27位
シンガポール	3位	3	2.5日	0.6%	0%	1位
韓国	34位	5	5.5日	14.6%	0%	7位
(参考) OCED平均		5	11.1日	7.5%	10.4%	

2. 法人設立手続きに必要な事項①(フロー／各国比較)

- 諸外国で法人活動開始までに必要な手続きに大きな差は無いが、日本では申請書等の準備に時間がかかる。
- 韓国ではワンストップで一定の手続きが可能。また、シンガポールでは全ての手続きがインターネットで可能。
- 一定の手続きのワンストップ化に加え、オンラインや英語での申請受付を可能にすることが望まれる。



2. 法人設立手続きに必要な事項②(申請書提出前後／各国比較)

【申請書提出前】

日本		韓国		シンガポール	
内容	日数	内容	日数	内容	日数
1, 必要書類準備 ①法人概要の決定 ②取締役、代表取締役および監査役等の役員 の選任 ③同一商号の調査 ④定款作成 ⑤本社の登記証明書等の取得、本社概要に 関する宣誓供述書(本国での公証が必要) ⑥本社代表者のサイン証明書(要本国での公証)	約7日～14日	1, 必要書類準備 ①法人概要の決定 ②代表取締役及び取締役、監査役の 選任 ③定款作成 ④外国人投資申請・許可申請	約7日	1. オンラインでの法人登記申請に必要な 事項の決定 ①会社設立に関する法的要件の適合確認 ②同一商号の調査 ③SSICコード(標準産業分類)の確認 ④住所の確保 ⑤ライセンス取得要否の確認(一定業種 のみ) ⑥手数料支払いの準備	約1日
2, 日本の公証人による定款認証	約1日	2, 公証人による定款認証	約1日		
3, 発起人もしくは設立時代取締役の口座へ資 本金を送金	約1日	3, 資本金払込	約1日		

【申請書提出後】

日本 (※申請受付は日本語のみ)		韓国 (※申請受付は韓国語のみ)		シンガポール (※申請は英語で受付可能)	
内容	日数	内容	日数	内容	日数
①法務局へ登記申請	約7日	①現地法人設立登記	約2～3日	①会計企業規制庁(ACRA)への商号申請	約1時間
②税務署届出	約1日	②税務署への登録	約1日	②ACRAへの設立登記、個別企業番号取得	約1時間
③日本銀行届出	約1日	③外国人投資企業登録	約1日	③中央積立金(CPF)への届出	約1日
④労働基準監督署届出	約1日	④貿易業・貿易代理業の申告	約1日		
⑤年金事務所届出	約1日				
⑥公共職業安定所届出 ※②～⑥は同時進行が可能	約1日				

2.法人設立手続きに必要な事項③(必要書類／各国比較)

日本

1. 法務局へ提出

(1) 発起設立・募集設立どちらも必要

- ・設立登記申請書
- ・定款
- ・設立時取締役、設立時監査役選任および本店所在地決議書または発起人会議事録
- ・設立時代表取締役の選定に関する書面
- ・設立時取締役、設立時代表取締役、設立時監査役が就任を承諾したことを証する書面
- ・資本金の額の計上に関する設立時代表取締役の証明書
- ・設立時代表取締役の印鑑届書
- ・設立時代表取締役個人の印鑑登録証明書
- ・代理人により申請する場合には委任状
- ・株主名簿管理人を置いた場合は、それに関する契約を証する書面
- ・変態設立の場合における検査役または設立時取締役および設立時監査役の調査報告書、弁護士の証明書、有価証券の取引所の相場を証する書面
- ・設立に際して、発起人が引き受けるべき株式数および払い込むべき金額または株式発行事項等の内容が定款に定められていない場合は、発起人の同意書

(2) 発起設立に必要

- ・払込金受取証明書

(3) 募集設立に必要

- ・払込取扱銀行の払込金保管証明書
- ・株式の申込を証する書面
- ・創立総会の議事録

韓国

1. 外国人投資申告

(1) 必要書類

- ① 類型別(新株、既存株、長期貸付など)の外国人投資申告書2部
- ② 外国人投資家の国籍を証明する書類(外国人国籍証明書)

2. 法人設立に必要な書類

(1) 株式会社の設立登記に必要な書類

- ① 株式会社設立登記申請書
 - ② 定款(公証人の認証を受けたもの。但し、資本金が10億ウォン未満の会社を発起設立する場合はこの限りではない)
 - ③ 株式の引受けを証する書面
 - ④ 株式申込書(募集設立の場合)
 - ⑤ 株式発行事項に関する同意書
 - ⑥ 創立総会召集期間短縮の同意書
 - ⑦ 創立総会議事録(公証人の認証を受けたもの、資本金が10億ウォン未満の会社を発起設立する場合は公証義務を免除)
 - ⑧ 取締役会議事録(前項と同一)
 - ⑨ 株式払込金保管証明書
 - ⑩ 設立時取締役、設立時監査役または監査委員会の調査報告書
 - ⑪ 財産引継書(現物出資の場合)
 - ⑫ 公証人の変態設立事項報告書
 - ⑬ 鑑定人の鑑定書(公証人の認証を受けたもの)
 - ⑭ 検査役の調査報告書謄本
 - ⑮ 外国人投資申告済証
 - ⑯ 役員の内任承諾書
- 外国人:就任する役員(の氏名および住所を証する書面(公証人の認証を受けたもの)の原本、パスポートの写しを添付
- ⑰ 印鑑届出書
 - ⑱ 翻訳文(役員の内任承諾書など、必須書面が外国語で作成されている場合)
 - ⑲ 登録税納付確認書(本店所在地の区役所税務課で告知書を発行)
 - ⑳ 大法院(最高裁判所)収入証紙
 - ㉑ 委任状(代理人が申請する場合)
 - ㉒ 法人印鑑
 - ㉓ 法人印鑑カード発行申請書(設立登記後)
- ※ ⑪、⑫、⑬、⑭番項目は現物出資など変態設立事項がある場合

シンガポール

・設立申請書(オンライン)

2.法人設立手続きに必要な事項③(必要書類／各国比較)

日本

2. 税務関連の提出

- (1) 税務署へ提出
 - ・法人設立届出書
 - ・給与支払事務所等の開設の届出
 - ・青色申告の承認申請書
 - ・申告期限の延長の特例
 - ・源泉所得税の納期の特例
- (2) 都道府県税事務所
 - ・事業開始等申告書
 - ・法人税の延長処分の届け出(住民税)
 - ・事業税の申告期限の延長申請

3. 労働基準監督署

- ・適用事業報告
- ・労働保険 保険関係成立届
- ・概算保険料の申告書
- ・時間外休日・労働に関する協定書
- ・就業規則

4. 公共職業安定所

- ・雇用保険適用事業所設置届
- ・雇用保険被保険者資格取得届(従業員ごと)
- ・会社の登記簿謄本
- ・労働者名簿

5. 年金事務所

- ・健康保険・厚生年金保険 新規適用届
- ・新規適用事業所現況書
- ・預金口座振替依頼書
- ・健康保険被扶養者届
- ・被保険者資格取得届
- ・会社の登記簿謄本
- ・賃金台帳
- ・出勤簿

6. 日本銀行

- ・株式・持分の取得等に関する報告書

韓国

2. 税務関連の提出

- (1) 税務署へ提出
 - ・法人設立申告及び事業者登録申請書
 - ・定款の写し
 - ・株主名簿の写し
 - ・賃貸借契約書の原本又は写し
 - ・現地法人登記簿謄本
 - ・外貨買入証明書の写し
 - ・株金納入保管証明書の写し
 - ・外国人投資申告受理書の写し
 - ・代表者の住民登録証の写し

(2) 外国人投資企業の登録

- ・外国人投資企業登録申請書
- ・外貨買入証明書
- ・現地法人の登記簿謄本

(3) 口座開設

- ・事業者登録書のコピー
- ・現地法人の登記簿謄本
- ・現地法人の印鑑証明書
- ・代理人委任状

(4) 社会保険申告

- ・社会保険事業場適用申告書
- ・社会保険加入者資格取得申告書

(5) 就業規則申告

- ・就業規則申告書(10人以上の事業場のみ申告)

シンガポール

2.法人設立手続きに必要な事項④(コスト／各国比較)

	日本	韓国	シンガポール
登記	<p>(1)代行</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 設立登記および届出:200,000～250,000円 ● 日銀への届出:30,000円 <p>※外資企業の場合、代行費用は割高になることが多い 参考:日本企業の場合:40,000円</p> <p>(2)実費</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 登録免許税、定款印紙税、認証手数料:250,000円 ● 印鑑作成(会社印・個人印):50,000円 <p><合計:580,000円></p>	<p>(1)代行</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 設立登記および届出:2,000,000～3,000,000ウォン(≒200,000～300,000円) <p>(2)実費</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 登録税:1,200,000ウォン(≒120,000円) ※資本金の0.4%、大都市内に設立する場合は3倍重課 ● 地方教育税:240,000ウォン(≒24,000円) ※登録税の20% ● 最高裁判所収入証紙:30,000ウォン(≒3,000円) ※登記申請手数料 ● 公証料:約150,000ウォン(≒15,000円) ※定款など(10億ウォン以下の発起設立の場合は免除) <p><合計:約4,620,000ウォン(=462,000円)></p>	<p>(1)実費</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 会社登録:535シンガポールドル(≒43,000円) ● 印鑑作成:70シンガポールドル(≒5,600円)
税務	<p>(1)代行</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 税務届出:¥30,000～¥50,000円 <p>参考:日本企業の場合:15,000円</p>	<p>(1)代行</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 保険申告、勤労所得税、付加価値税申告、付加価値税相談、法人税申告など <p>700,000ウォン(≒70,000円)</p>	
労務	<p>(1)代行</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 労務届出:¥100,000～¥150,000(従業員1-4名) <p>参考:日本企業の場合:20,000円</p>		
合計	780,000円	532,000円	48,600円

※5月19日付のレートを使用
(1ウォン≒0.1円)

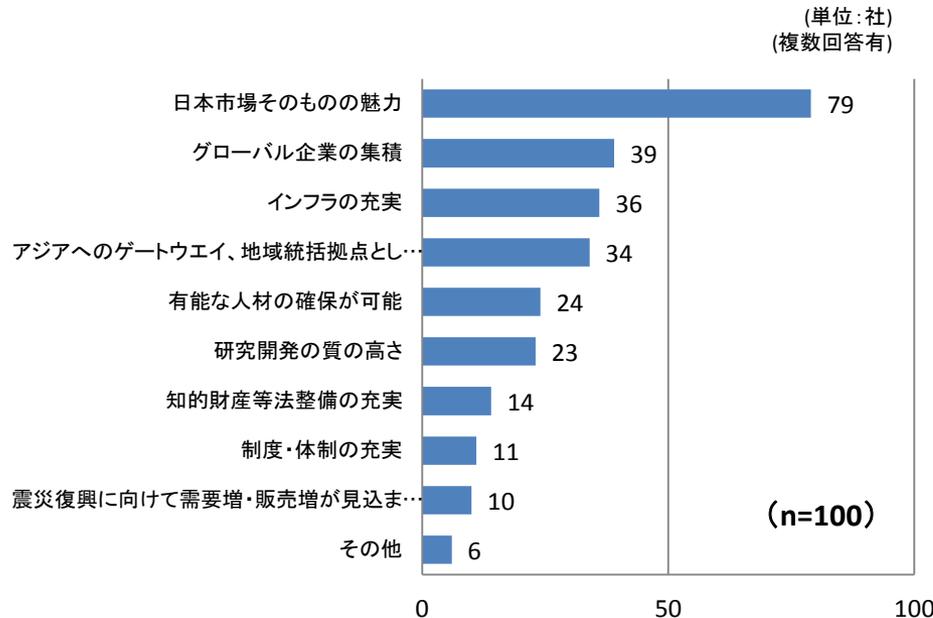
※5月19日付のレートを使用
(1シンガポールドル≒80.91円)

3. 現状

「ビジネスの阻害要因」に関する外国企業からの声

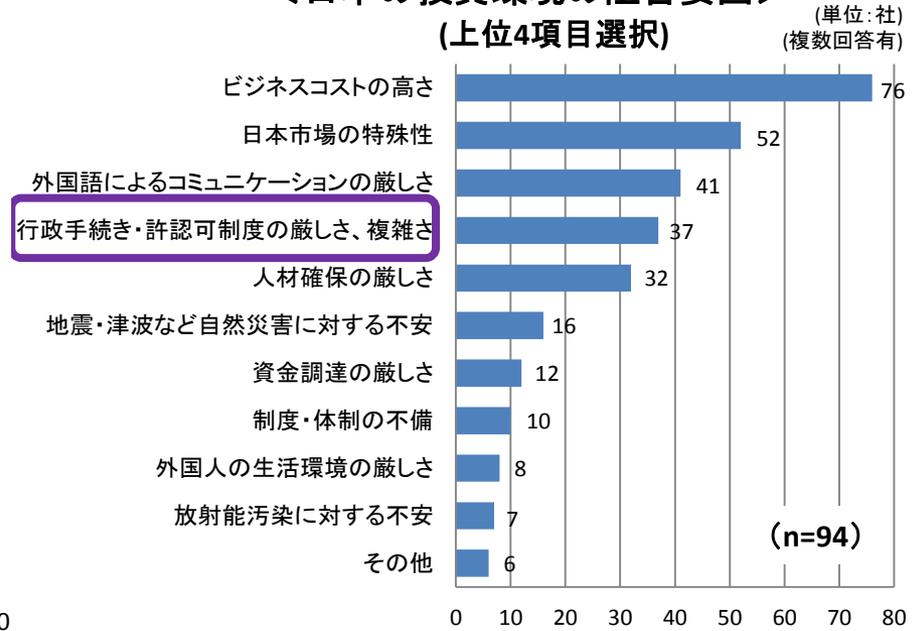
- ✓ 日本のビジネス環境改善に向け、投資環境の阻害要因に関する外国企業の声を集約。ジェトロが支援して日本に進出した外国企業1,048社のうち、捕捉可能な555社に対し、アンケート調査を2013年2月から3月にかけて実施し、約102社から回答を得た。
- ✓ ビジネスを行う上での阻害要因として、「ビジネスコストの高さ」、「外国語によるコミュニケーションの難しさ」と共に、「行政手続き・許認可制度の厳しさ、複雑さ」が上位に挙げられる。

＜日本で事業展開をする上での魅力＞



出所: 外資系企業に対するアンケート調査(ジェトロ)

＜日本の投資環境の阻害要因＞



出所: 外資系企業に対するアンケート調査(ジェトロ)

＜諸外国の現状＞

- 低い法人税率 (日本35.64%、韓国24.2%、英国23%、シンガポール17%)
- ターゲットを絞り税・補助金等大胆なインセンティブ (シンガポール、韓国)
- 外国人投資促進法に裏付けられた外国企業誘致 (韓国)
- 規制のハーモナイゼーション、グローバルスタンダード化 (EU)

4. 法人設立手続きをめぐる課題

1. 法人設立要件

日本法人(支店)設立に際し、日本における代表者のうち1名以上は、日本に住所を有している必要がある。しかしながら、外国人が日本居住の代表者になるためには就労ビザが必要だが、就労ビザ取得のためには日本法人(支店)が必要であるため、外国人だけを代表者とする日本法人(支店)を設立することが困難。

2. 銀行口座開設

法人設立には資本金払込のための銀行口座が必要である一方で、銀行口座開設には与信の一つとして法人が必要であるため、外国企業の日本法人(支店)による銀行口座開設が困難。

5. 会社設立を容易にするためには

1. 各種申請手続き窓口の一元化

- ・物理的に窓口を一ヶ所に集約(ワンストップサービス)、受付のみならず相談業務も行う
- ・外国企業のみならず、日本人の起業も容易となる

2. 申請における英文書類の受理

- ・外国人が手続きする場合だけでなく、外国企業の日本人スタッフが手続きする場合にも、本社との連絡が容易に

3. オンラインによる申請手続きの導入促進

4. 外国人の生活に係る手続きの一元化

- ・外国人が生活するために必要な各種手続き(ビザ、運転免許の書換え、携帯電話の契約など)を一元的にサポートするサービス
- ・サービスを一箇所に集約することにより(ワンストップセンター)、外国人にとっての住みやすさが向上

(参考) 韓国・ソウルにおける外国人生活支援

ソウル・グローバルセンター概要

概要

- ◆2008年、ソウル市は、ソウル特別市居住の外国人向けの実用的支援サービスの提供を目的としたソウル・グローバル・センターを設立。
- ◆外国人に対する以下のサービスを提供。
 - ・統合行政サービス: 証明書発給、クレジットカード発給、税務相談、携帯電話開通、ビザ業務、運転免許発給、旅行情報提供
 - ・ビジネスサービス: ビジネス相談、創業
 - ・生活支援サービス: 生活相談、タウンミーティング
 - ・国際交流サービス: 外国人フリーマーケット、韓国語講座、国際留学生フォーラム、ボランティアプログラム、スポーツ、外国人向けイベント
- ◆多言語対応(英語、日本語、中国語、ベトナム語、モンゴル語、タガログ語、タイ語、ロシア語、ウズベク語)
- ◆15階(地下4階)建てのインテリジェンスビルにて、包括的サービスを提供
- ◆本部とは別に市内7箇所に支部を運営

外国人向け 支援サービス

Seoul Global Center

※面積11,752㎡、地上15階、地下4階
※ビルはソウル市の所有、7階～15階を国際機関等に賃貸

階	機能
7～15階	貸しオフィス (アジア太平洋地方政府連合、国際仲裁センター、スペイン大使館経済商務部等) * 一般企業は入居不可、国際機関や各国公館等が入居可能 9階に国際会議場
6階	ビジネスセンター
5階	生活・労務・法律などの相談センター
4階	外国人向け教育室 (韓国語講座等)
2～3階	出入国事務所
1～ 地下4階	ロビー、駐車場等